

令和 5 年度 第 6 回石巻市 D X 推進本部提案

審議

提出日：令和 6 年 3 月 26 日

担当部・課：復興企画部 ICT 総合推進課〔内線 4 2 6 2〕

総務部納税課〔内線 3 1 3 3〕

会計課〔内線 6 8 3 2〕

① 件 名
「(仮称) キャッシュレス納付推進宣言」への賛同について
② 施策等を必要とする背景及び目的 (理由)
<p><b>【背景】</b>  地方税を含む公金のキャッシュレス納付については、令和 3 年 3 月の地方自治法改正により指定納付受託者制度が創設され、令和 5 年 4 月からは e L T A X (エル・タックス) による地方税統一 QR コードへの対応が開始し、本市では個人住民税 (普通徴収)、固定資産税、軽自動車税 (種別割)、国民健康保険税の 4 税について対応を完了している。</p> <p>国は e L T A X (エル・タックス) を活用したキャッシュレス納付を今後より一層推進するため、令和 6 年 2 月に改訂された自治体 D X 推進計画に取組事項として掲げており、地方自治体に対しても積極的な対応が求められている。</p> <p>宮城県は、令和 6 年度からキャッシュレス決済の導入を順次進める予定であり、県内における公金のキャッシュレス納付の一層の普及のため、官民が広く連携していくことが必要であるとして、金融関係団体からの要請も踏まえて「(仮称) キャッシュレス納付推進宣言」を実施することになり、県内市町村に対して推進宣言への賛同を打診されている。</p> <p><b>【目的】</b>  本市においても、キャッシュレス決済の導入について早期の実現を目指すため本宣言に賛同する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p><b>【根拠法令】</b> 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項</p> <p><b>【総合計画との整合性】</b> 総合計画の位置付け：有・<b>無</b></p> <p><b>【個別計画との整合性】</b>  石巻市 D X 推進方針</p> <p>取組事項 A 「市民サービスの利便性向上」実現のための取組事項  ① デジタル技術やデータを活用した市民サービスの利便性向上</p> <p>取組事項 B 「効率的・効果的な行財政運営」実現のための取組事項  ① 効率的・効果的な行財政運営実現のためのデジタル技術やデータの活用</p>
④ 提案に至るまでの経過 (市民参加の有無とその内容を含む。)
<p>令和 5 年 1 1 月 1 5 日 令和 5 年度第 3 回全国連絡会議 (地方税共同機構主催)  オンライン説明会開催 (市民税課・納税課及び会計課参加)</p> <p>令和 6 年 3 月 5 日 「キャッシュレス納付推進宣言」について宮城県から県内市町村に通知</p>

⑤ 主な内容
<p>宮城県の「(仮称) キャッシュレス納付推進宣言について」(資料1-1)のとおり、本市においても、市民の利便性向上と収納事務の効率化・省力化に向け、今後キャッシュレス納付の普及について県と共同で推進することとし、この宣言に賛同する。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)
<p>宮城県、県内市町村、金融機関及び関係民間団体が一体となって協力しながらキャッシュレス決済の推進に取り組むことにより、「市民サービスの利便性向上」と「効率的・効果的な行財政運営」の実現に寄与する。</p>
⑦ 県内他の自治体の政策との比較検討
<p>令和6年度中 宮城県がキャッシュレス決済の導入を開始予定</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>国からはeLTAX(エル・タックス)を活用したキャッシュレス納付の開始に向け積極的な検討が求められていることから、今後の法改正や標準仕様書の公開にあわせて対応が必要となる。</p>
⑨ その他
<p>本市の消込業務については、株式会社三菱UFJ銀行が提供する総合収納システムを利用しているが、同行から「令和10年度中にサービスを廃止する方針が決定し、本業務から撤退する」旨の通知がされていることから、今後の公金納付のデジタル化に関する動向を見据えながら、消込業務の在り方についても対応策の検討が必要となる。</p>